

広域関東圏 知的財産戦略推進計画 2009

平成21年3月18日

(改訂：平成21年8月31日)

広域関東圏知的財産戦略本部

目 次

はじめに

広域関東圏の特徴

- 1．数値から見た特徴
- 2．中小企業の課題
- 3．地域資源の活用

これまでの活動実績

- 1．広域関東圏知的財産戦略本部
- 2．実施事業

基本方針

- 1．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る
- 2．中小企業の知財戦略の構築を支援する
- 3．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

21年度事業計画

はじめに

高度情報化、経済のグローバル化が進展する21世紀において、我が国産業が成長を持続させていくためには、知的財産の戦略的な保護・活用を促進させることが重要である。

平成14年3月、政府は、内閣総理大臣以下で構成する「知的財産戦略会議」を設置し、戦略会議は、平成14年7月、「知的財産戦略大綱」を取りまとめ、その中で「知的財産立国」を目指すことを表明した。平成14年11月、知的財産基本法が制定され、平成15年3月、内閣に「知的財産戦略本部」が設置された。この戦略本部において、行動の指針となる知的財産推進計画が策定され、同計画は、その後、毎年更新され、平成20年6月、知的財産推進計画2008が策定された。

こうした流れの中、知的財産推進計画2004において「中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、地域の経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備」することが唱われた。これを受け、関東経済産業局は、平成17年5月、関東甲信越静11都県の「広域関東圏」を対象とした、「広域関東圏知的財産戦略本部」(本部長は地域経済部長。以下、「知財本部」という。)を設置した。

知財本部は、地域の現状等をふまえつつ、「自治体・公的支援機関との意見交換を進め、相互に情報交換並びに連携の取り組みを進めるための環境を整備する 地域において個別に実施されていた国や自治体・公的支援機関の普及・啓発の取り組みを、相互に情報を共有し、自治体・公的支援機関と連携し、地域の取り組みに即した事業を実施する 専門家による支援活動の強化により、地域ニーズを集約し、企業等が必要とする情報の提供を行う」の3点を柱とする「広域関東圏知的財産戦略推進計画」を策定し、同計画に基づき知的財産支援活動を行ってきた。

平成19年1月に、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007(A M A R I プラン2007)」が策定された。本プランは、平成19年度から21年度までの3年間を地域知財本部の普及・発展期(第 期)と位置づけており、地域知財戦略本部の実質的な活動レベルを高めることを求めている。

これを受け知財本部は、関東経済産業局長を本部長とする体制の強化を図り、平成19年6月18日、今後の基本方針や具体的な事業計画等を「広域関東圏知的財産戦略推進計画2007」として取りまとめた。

本「広域関東圏知的財産戦略推進計画2009」は、普及・発展期の3年目としてその後の社会の変化と政策の進展に対応し見直しを行ったものである。今後、本推進計画に基づき、地域の特色・実情といった要因を考慮しつつ、知財本部が中心となり、関係機関との連携の下、産業クラスター計画等他の施策との連携を強め、着実に事業を推進していく。

広域関東圏の特徴

1. 数値から見た特徴

(1) 特許出願等の比較

最新の全国の特許出願件数を比較した場合、広域関東圏の占める比率は63%である。意匠登録出願では49%、商標登録出願では61%となっている。

都道府県別に見ると、埼玉・東京・神奈川・静岡の4都県は、特許・意匠・商標ともに、上位10位以内にランクされている。

これは、広域関東圏の県内総生産における全国シェアが44%であること、製造品出荷額における全国シェアが37%であることと比較しても高い。

広域関東圏は、全体的に知的財産活動の活発な地域ということが言える。

- ・特許出願数 全国 333,350 中、広域関東圏 209,485 (63%)
- ・意匠出願数 全国 32,201 中、広域関東圏 15,875 (49%)
- ・商標出願数 全国 118,119 中、広域関東圏 71,921 (61%)

[平成17年県民経済計算年報(内閣府) 平成19年工業統計速報(経済産業省) 特許庁年次報告書2008年版(特許庁)]

表1 19年 都道府県別 特許出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東京	171,126	99%
2	大阪	54,685	95%
3	愛知	30,133	104%
4	神奈川	16,998	70%
5	京都	9,466	94%
6	兵庫	6,376	97%
7	静岡	4,970	94%
8	埼玉	4,333	101%
9	広島	3,483	91%
10	長野	2,890	122%
11	千葉	2,850	100%
12	福岡	2,626	96%
13	群馬	2,477	90%
14	愛媛	1,697	94%
15	山口	1,436	101%
16	茨城	1,368	79%
17	三重	1,233	103%
18	岡山	1,199	112%
19	新潟	1,145	101%
20	宮城	1,108	91%

順位	都道府県名	件数	前年比
21	岐阜	1,051	102%
22	北海道	975	93%
23	滋賀	854	103%
24	山梨	797	106%
25	富山	717	90%
26	福井	682	82%
27	石川	679	91%
28	栃木	531	86%
29	徳島	516	90%
30	和歌山	488	70%
31	奈良	472	107%
32	香川	471	108%
33	島根	428	122%
34	岩手	298	98%
35	山形	289	99%
36	宮崎	282	88%
37	熊本	272	96%
38	長崎	266	106%
39	福島	259	90%
40	鹿児島	235	78%

順位	都道府県名	件数	前年比
41	沖縄	195	111%
42	佐賀	194	86%
43	高知	181	78%
44	大分	165	94%
45	秋田	164	87%
46	青森	148	95%
47	鳥取	142	107%
合計		333,350	96%

管内合計	209,485
管内/全国	63%

[出典:特許行政年次報告書2008年版]

表2 19年 都道府県別 意匠出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東京	9,060	95%
2	大阪	6,131	94%
3	愛知	1,693	91%
4	神奈川	1,219	88%
5	兵庫	902	111%
6	岐阜	567	85%
7	京都	499	97%
8	静岡	424	70%
9	埼玉	408	68%
10	群馬	341	118%
11	愛媛	329	165%
12	新潟	328	104%
13	福岡	324	96%
14	広島	303	108%
15	富山	292	77%
16	奈良	209	116%
17	千葉	206	120%
18	福井	162	87%
19	徳島	143	164%
20	北海道	142	65%

順位	都道府県名	件数	前年比
21	岡山	135	86%
22	宮城	119	105%
23	長野	113	101%
23	和歌山	113	116%
25	石川	108	71%
26	香川	75	78%
27	三重	72	65%
28	栃木	66	99%
29	佐賀	56	82%
30	山梨	54	76%
31	沖縄	51	66%
32	山形	47	96%
32	宮崎	47	75%
34	茨城	44	67%
35	福島	41	103%
36	熊本	38	97%
37	大分	34	106%
38	山口	32	84%
39	滋賀	24	38%
39	長崎	24	133%

順位	都道府県名	件数	前年比
41	鹿児島	23	135%
42	岩手	22	183%
42	鳥取	22	183%
42	高知	22	275%
45	青森	18	40%
46	秋田	14	18%
47	島根	11	50%
合計		25,107	93%

管内合計	12,263
管内/全国	49%

[出典:特許行政年次報告書2008年版]

表3 19年 都道府県別 商標出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東京	56,746	99%
2	大阪	15,383	97%
3	愛知	4,783	97%
4	神奈川	4,644	96%
5	兵庫	4,302	103%
6	京都	2,890	121%
7	福岡	2,534	93%
8	埼玉	2,237	98%
9	静岡	2,060	107%
10	千葉	1,845	88%
11	北海道	1,761	85%
12	広島	1,086	92%
13	岡山	1,035	93%
14	長野	989	83%
15	新潟	947	101%
16	岐阜	903	94%
17	沖縄	756	117%
18	愛媛	736	100%
19	鹿児島	709	102%
20	茨城	702	85%

順位	都道府県名	件数	前年比
21	群馬	698	111%
22	石川	686	100%
23	富山	683	81%
24	三重	606	95%
25	奈良	595	100%
26	宮城	586	91%
27	栃木	550	110%
28	山梨	503	87%
29	香川	465	111%
30	福島	451	102%
31	佐賀	442	84%
32	熊本	437	79%
33	福井	436	84%
34	滋賀	419	89%
35	和歌山	414	108%
36	山口	355	96%
37	宮崎	326	98%
38	大分	292	111%
39	山形	291	106%
40	長崎	281	84%

順位	都道府県名	件数	前年比
41	青森	277	93%
42	高知	274	98%
43	岩手	247	77%
44	徳島	226	80%
45	秋田	194	100%
46	島根	189	81%
47	鳥取	148	112%
合計		118,119	105%

管内合計	71,921
管内/全国	61%

[出典:特許行政年次報告書2008年版]

(2) 広域関東圏には知的創造活動の担い手である学術・開発研究機関が多く、事業所数では全国比45%、従業者数では全国比66%にまで及んでおり、新技術・新産業の創出につながる高い潜在能力を有している。

この潜在能力を顕在化し、地域経済の活性化につなげていくためには、創造された発明が弁理士等の知財の専門家の支援により適切に保護されるとともに、企業経営に知財を活用できる体制整備・人材育成が重要である。

- ・研究機関数(2006年) 全国 5,318 中、広域関東圏 2,385(45%)
- ・研究者数(2006年) 全国 275,745 中、広域関東圏 180,625 (66%)
- ・大学数(2007年) 全国 765 中、広域関東圏 296 (39%)
- ・承認TLO出願件数(2007年公開ベース) 全国 308 中、広域関東圏 118 (38%)

[平成18年事業所・企業統計(総務省)、平成20年度学校基本調査速報(文部科学省)、特許行政年次報告書2008年版(特許庁)]

表4 19年 都道府県別 弁理士登録数

順位	都道府県名	人数
1	東京	4,494
2	大阪	1,229
3	神奈川	480
4	愛知	345
5	兵庫	151
6	京都	121
7	千葉	115
8	埼玉	101
9	茨城	64
10	岐阜	47
11	福井	46
12	福岡	45
13	滋賀	33
14	石川	32
15	奈良	28
16	群馬	19
16	広島	19
18	北海道	18
19	栃木	15
20	岡山	14

順位	都道府県名	人数
21	三重	10
22	長野	9
23	静岡	8
23	新潟	8
25	山梨	7
25	宮城	7
27	徳島	6
27	香川	6
27	山口	6
27	熊本	6
27	福島	6
32	富山	5
32	和歌山	5
32	愛媛	5
32	沖縄	5
36	山形	4
37	鳥取	3
37	佐賀	3
37	秋田	3
37	岩手	3

順位	都道府県名	人数
37	鹿児島	3
42	島根	2
42	高知	2
42	大分	2
42	宮崎	2
42	青森	2
42	長崎	2
	国外	25
	計	7,571

管内合計	5,320
管内/全国	70%

[出展:特許行政年次報告書2008年版]

(3) 広域関東圏は日本経済の約4割を占める経済圏であると言われているが、とりわけ、首都である東京を中心に人口が集中する首都圏では、日本全国及び世界中から人、モノ、情報が集まり、巨大マーケットを形成していると共に、日々、新しい技術、新しい情報が世界中に発信されている。

- ・人口推計(2007年10月) 広域関東圏 40% 首都圏 27%

[平成19年10月1日現在人口推計(総務省)]

- ・製造品出荷額(2007年)シェア 広域関東圏 37% 首都圏 18%

[平成19年工業統計速報(経済産業省)]

- ・卸・小売業販売額(2006年)シェア 広域関東圏 50% 首都圏 42%

[平成19年商業統計速報(経済産業省)]

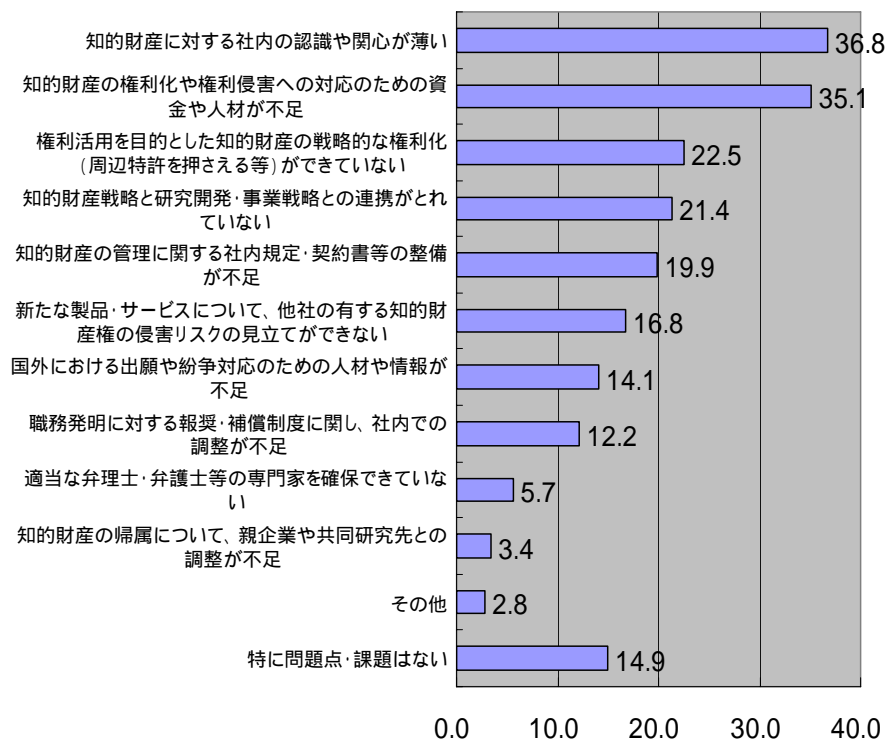
2. 中小企業の課題

我が国の社会経済の中心地を抱える広域関東圏には、グローバルな経済活動を行っている大企業の本社機能が集中しており、大企業の約56%が広域関東圏に本社を有している。

他方、中小企業については全国約420万社のうち、約160万社（約38%）が広域関東圏に立地している。我が国の経済発展のためには大企業だけではなく、産業基盤を支え地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小・ベンチャー企業のグローバルな活躍が不可欠である。そのためには、これらの企業が生み出す革新的な技術や独創的なデザイン等が、知財として適切に保護・活用されることが重要であるが、これらの中小・ベンチャー企業は、資金力、人材等の不足から、知財の権利化や活用にあたって様々な課題を抱えている。また、未だに知財への関心や、知財の重要性に対する認識がない中小企業が多く存在し、意識改革を促す取組が必要である。

[中小企業白書 2008 (経済産業省)]

中小企業の知財経営に関する問題点



[出典：中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書（平成17年3月 特許庁）]

3. 地域資源の活用

19年11月、国は「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、地域資源を活用した新事業の創出を強力的に支援している。このプログラムは、農林水産物、鉱工業品および鉱工業品の生産に係る技術、観光資源等の地域にある優れた資源を活用し、高い付加価値によって消費者に強く指示される新商品、新サービスを創出し地域経済の活性化につなげていく、というものである。広域関東圏でもこのプログラムを利用した地域資源活用が進展している。

一方、地域ブランド振興を進める組合員だけが地域ブランドを使用できるようにするための地域団体商標に関しては、申請、登録とも広域関東圏の経済規模に比べ低いレベルに留まっており、地域団体商標制度の普及が引き続き重要である。

- ・中小企業地域資源活用プログラムに基づき広域関東圏の都県が指定した地域資源数は2,549件、国が認定した地域産業資源活用計画の地域資源は89件。(平成20年12月16日現在)
- ・組合数(全国中央会会員)は全国31,169中、広域関東圏9,343(30%)(平成20年3月31日現在)だが、地域団体商標出願件数は全国871件中、広域関東圏162件(19%)、登録件数は全国421件中、管内77件(18%)と低い。(平成21年3月6日現在)

表5 都道府県別 地域団体商標出願(登録)件数 平成21年3月6日現在

順位	都道府県名	出願	(登録)
1	京 都	142	(54)
2	兵 庫	51	(23)
3	沖 縄	38	(14)
4	岐 阜	37	(23)
5	北 海 道	37	(12)
6	石 川	33	(25)
7	愛 知	30	(10)
8	新 潟	27	(10)
9	東 京	26	(14)
10	長 野	24	(6)
11	広 島	22	(10)
12	静 岡	22	(13)
13	福 岡	21	(12)
14	三 重	18	(11)
15	滋 賀	18	(6)
16	鹿 児 島	18	(10)
17	山 形	17	(6)
18	福 井	16	(11)
19	千 葉	14	(7)
20	神 奈 川	13	(7)

順位	都道府県名	出願	(登録)
21	奈 良	13	(9)
22	和 歌 山	13	(10)
23	宮 崎	12	(4)
24	岡 山	11	(2)
25	宮 城	11	(4)
26	秋 田	11	(5)
27	大 阪	11	(8)
28	長 崎	11	(4)
29	島 根	11	(4)
30	愛 媛	10	(8)
31	熊 本	10	(7)
32	群 馬	10	(8)
33	富 山	10	(6)
34	岩 手	9	(5)
35	佐 賀	9	(7)
36	青 森	9	(3)
37	大 分	9	(7)
38	福 島	9	(3)
39	徳 島	8	(6)
40	埼 玉	7	(5)

順位	都道府県名	出願	(登録)
41	山 口	7	(6)
42	山 梨	7	(3)
43	栃 木	7	(2)
44	茨 城	5	(2)
45	高 知	5	(4)
46	香 川	4	(2)
47	鳥 取	4	(3)
	合 計	871	(421)

他に外国出願4件(登録2件)あり

管内合計	162	77
管内/全国	19%	18%

特許庁ホームページから

これまでの活動実績

1. 広域関東圏知財戦略本部

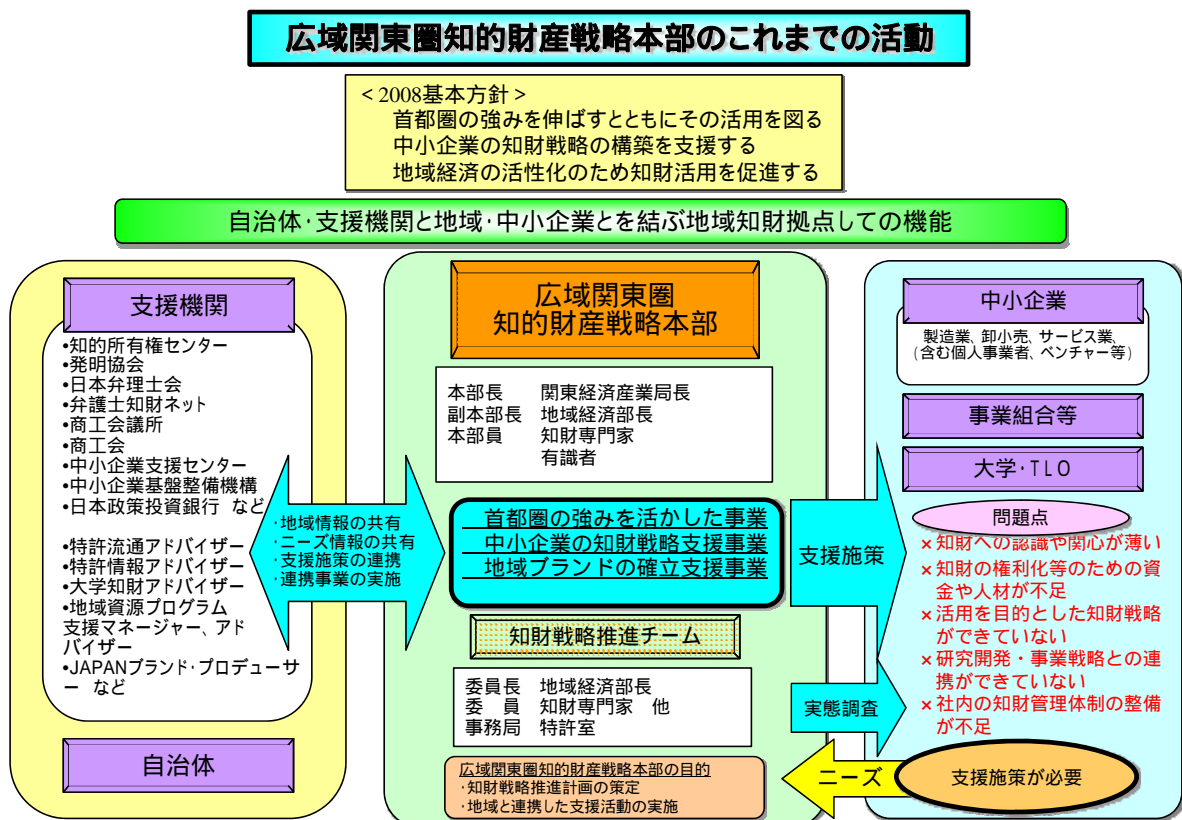
17年5月、関東経済産業局地域経済部長を本部長に、当局に広域関東圏知財戦略本部を設置した。

当該「知財本部」の本部会議において、地域における知財の創造・保護・活用を促進するための行動計画である「広域関東圏知財戦略推進計画」（17年度、18年度）を策定し、計画に基づいた活動を行った。

設置から3年目を迎えた19年度からは、本部事業の実質的な活動レベルを高めるため、21年度までの3カ年を知財本部の普及・発展期（第 期）と位置づけ、知財本部の体制を再構築し、本部長には局長、本部員には知財に関する有識者や専門家を据え、実質的な議論を行う場として「知財戦略推進チーム」を設置した。

平成19年度は、新体制のもと、「首都圏の強みを活かす」、「中小企業の知財戦略の構築を支援する」、「地域ブランドの確立を支援する」の3本の柱からなる基本方針を定め、これに則った活動を行った。

平成20年度は、第 期の2年目として、平成19年度の活動を継続しつつ、「首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る」、「中小企業の知財戦略の構築を支援する」、「地域経済の活性化のための知財活用を促進する」の3本の柱からなる基本方針を定め、これに則った活動を行った。



2. 実施事業

(1) 首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

首都圏及びその周辺部には大学、研究機関が多く集積している。また、弁理士の6割が東京都に事務所を有していることをはじめ、知財の専門家や企業の知財部が集中している。

こうした知財に関する人材、モノ、情報が集中する首都圏の強みを活かし、特許等の産業財産権の流通促進、コンテンツ産業の振興を図っていった。

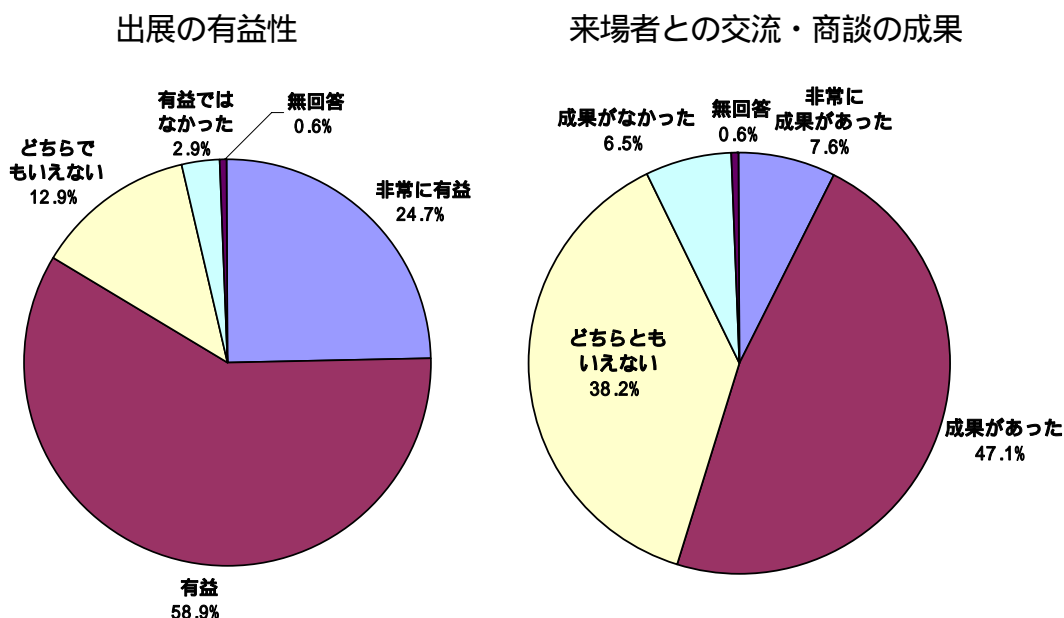
そのほか、首都圏以外の地域においては、依然として知財活用にあたっての情報不足、人材不足の状況であり、首都圏の人材を派遣することを通して地域の知財活用を促進した。

[知財流通の促進]

- 特許流通・販路開拓・資金調達等を促進するため、特許技術の展示とプレゼンテーションを行うフェアを東京において開催した。平成17年度は「特許流通フェア」、平成18年度からは「パテントソリューションフェア」という名称で開催。

(平成20年度実績：出展者176、ブース200、来場者延べ12,000人)

<平成20年度 出展者アンケート結果>



[コンテンツ産業の振興]

- 中小企業や個人クリエイターのオリジナルコンテンツを自社製品として売り出すため、「東京コンテンツマーケット」を開催し、放送、配給、流通に関わる事業者や制作資金の提供者等とのビジネスマッチングを行った。

(平成20年度実績：出展者81、来場者2,233人)

- また、中小企業や個人クリエイターがビジネスマッチングの際に必要な知財に関する契約方法や資金調達方法等に関するスキルアップセミナーを実施した。

(平成20年度実績：東京コンテンツマーケット出展者を対象に1回開催、参加61社)

[人材の地域派遣]

- 地域と連携し、中小企業、支援機関が求める内容のセミナー、相談会、シンポジウム等に、首都圏の豊富な知財人材を講師等として派遣した。

(平成20年度実績：派遣延べ17人)

- また、地域で開催される産業フェアにブース出展し、出展者、来場者に対しパンフレットの配布や知財相談等を行った。

(平成20年度実績：出展4か所(諏訪メッセ、中小企業総合展、テクニカルショウヨコハマ、実効型パテントソリューションYOKOHAMA))

[企業の未利用知財の活用]

- 大手・中堅企業の未利用知財を再評価し、企業発ベンチャー等が事業化できる可能性が高い知財について検討を行い、未利用知財を活用する手法を取りまとめた。

(平成20年度実績：企業ヒアリング調査10社実施、研究会4回開催、調査結果報告のフォーラム1回開催)

[大学等研究機関の知財活用]

- 大学から特定分野の知財の提供を受けて、知財評価を行った上で試行的に特許群を形成し、ライセンスアウトや事業化の実現可能性を調査した。

(平成20年度実績：研究会4回開催)

- 大学、TLO、公設試験研究機関の研究者等を対象に、研究段階から知財意識を持ち、適切な知財の創造・保護・活用につなげるためのセミナーを開催した。

(平成20年度実績：知財セミナーを、新潟大学・自治医科大学等7大学、群馬県産業技術センター・かながわサイエンスパーク等5公設試で、延べ19回開催、ライフサイエンス分野の特許審査基準説明会を3か所(東京都)で開催)

(2) 中小企業の知財戦略の構築を支援する

中小企業のレベルや実態に合わせて、知財分野において様々な支援策が提供されているが、中小企業における知財の知識や経験が十分ではないことから、支援策が十分に活用されているとは言えない状況である。このため、中小企業の知財戦略に関する実態把握を行うとともに、人材育成を中心とした支援策の適切な提供を進めていった。また、より多くの中小企業が知財に関心を持つための普及・啓発活動を行った。

[中小企業の実態把握のための調査]

- 広域関東圏における中小企業の知財に関する実態を適切に把握し、これを知財本部の活動につなげていくため、平成19年度に実施したアンケート調査及びヒアリング調査に引き続き、アンケート調査を実施した。

(平成20年度実績：回答件数675、回答率22.4%)

[人材育成]

- 中小企業は、コスト、人材等の面から社内だけで知財戦略を構築することには困難がともない、弁理士等の外部専門家を活用する方法が一般的である。しかし、単に弁理士に出願手続を依頼して権利を取得しているだけでは知財戦略のレベルまでは達せず、知財を経営に活かしてこそ知財戦略といえる。しかし、地域においては知財を経営に活かすノウハウ・知識を持った専門家が少なく、地域において知財戦略支援人材(知財コンサルタント)を育成し、地域の中小企業等が必要とする時に地域の人材を活用できる体制を整備する必要がある。本問題意識に基づき、法律、技術、経営等の専門家を対象に、中小企業において知財戦略策定を支援することができる人材を育成するための研修を実施した。研修の一環として、他の専門家とチームを編成し、直接、中小企業を訪問し、支援実地研修を行うことにより実践能力を高めていった。併せて、支援する中小企業において具体的な知財戦略を策定することにより、中小企業のレベルアップに貢献した。

(平成20年度実績：座学・実地研修29人、支援した中小企業6社、成果報告会(シンポジウム・東京都)1回開催)

[管理体制の整備]

- 企業における知財管理体制構築を支援するため、職務発明規定の整備やノウハウ管理を適切に推進するための制度説明・相談会等を実施した。

(平成20年度実績：相談会を神奈川県・新潟県等9か所で開催、28社に対し弁護士が指導)

[訪問型支援]

- 企業からの派遣要請に基づき、都県等中小企業支援センターが技術士、中小企業診断士、弁理士等の専門家を派遣し、企業の実情に応じて特許マップ作成や知財の棚卸し等の知財調査や検索指導、社内セミナー等の人材育成等を行った。関東経済産業局が都県等中小企業支援センターの事業に対し補助するもの。(2/3補助)

(平成20年度実績：千葉県・神奈川県の中小企業支援センターで実施、15社に専門家を派遣)

- 産業クラスター計画を支援するため、産業クラスター推進機関に特許流通アドバイザーを派遣し、クラスター参加企業等において技術移転・事業化・販路開拓等を推進した。

(平成20年度実績：1名派遣、10件成約)

- この他、中小企業への訪問を積極的に行い、料金減免制度、無料の先行技術調査制度、早期審査制度等の支援策を普及し、その活用を促した。

[中小・ベンチャー企業向けセミナー]

- 中小企業・ベンチャー企業を対象に、知財レベル別に様々なテーマでレベルアップのためのセミナーを実施した。
(平成20年度実績:「中小企業の知財戦略」、「ライセンス契約の留意点」、「権利侵害への対処法」といったテーマで全48回開催)
- 特許に比較して意匠に関する情報は浸透していないが、研究成果を意匠権として保護活用する方法もあり、意匠の理解を深めることで意匠権の利活用も進む。この視点から、企業の開発・設計部門の技術者を対象に、工業デザインを意匠権として保護活用し、オリジナルデザインを尊重する意識の啓発と知財への理解を促進するためのセミナーを開催した。
(平成20年度実績:「意匠の戦略的活用法」(埼玉県)「ビジネスに役立つデザインの戦略的活用と知的財産権」(千葉県)「製品デザインの保護について」(神奈川県)といったテーマで全5回開催)
- 経済のグローバル化が進む中、中小企業にも国際競争力が不可欠であり、国際競争力強化の観点からの知財活用が重要である。本視点に基づき、海外事業展開を進める中小企業をターゲットに、外国の諸制度、外国での権利取得手続き、模倣被害対策等についてセミナーを開催した。
(平成20年度実績:「海外事業展開と知的財産戦略について」(埼玉県)「米国特許出願及び米国特許管理の実務」(神奈川県)「海外の知的財産制度入門」(新潟県)「外国特許取得方法」(横浜市)といったテーマで全6回開催)

(3) 地域経済の活性化のため知財活用を促進する

地域ブランドの確立は、地域の特色を生かした産業振興を通じた地域活性化に有効であり、平成19年度より始まった地域資源活用プログラムの活用も含め、地域ブランド振興を進めた。

また、平成19年度、特許庁が知財に意欲的な地方公共団体として選定した横浜市と連携して、事業を重点的に実施し当該地域の知財戦略を推進した。

[地域ブランドの振興]

- 地域ブランドの活用による地域振興を図るため、シンポジウムの開催、登録された地域団体商標のパネル・物品・製品等の展示、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等により、総合的に地域ブランド活用意識を高める事業を行った。
(平成20年度実績:地域ブランド・フォーラムを東京で開催)
- 中小企業や事業協同組合等の組合員を対象として、地域資源の掘り起こしから地域ブランドにつなげ、これを活用するためのセミナーを開催した。
(平成20年度実績:「外国商標における戦略的対応について」(千葉県・神奈川県)「地域ブランド振興セミナー」(長野県)「静岡ブランドで、地域と企業の活性化」(静岡県)といったテーマで全4回開催)

[地域資源活用プログラムとの連携]

- 他者との差別化、ブランド化等において知財を戦略的に活用することが重要であることから、地域資源活用プログラムと連携しつつ、地域資源を活用しようとする事業者や都県、市町村、支援機関等を対象として、知財の戦略的活用等を支援した。
- 地域の特性を活かした製品等の魅力、価値を更に高め、世界に通用する高いブランド力の確立を目指し、商工会議所、商工会等が地域の事業者と一丸になって行う取組に対し、知財の側面から支援するため、関係機関等と連携し、普及・啓発・活用等を行った。

[意欲ある自治体の取組支援]

- 横浜市と連携して、事業を重点的に実施して当該地域の知財戦略を推進して、国と自治体との連携の成功モデルの基礎を構築した。
(平成 20 年度実績：セミナー 21 回開催、横浜市との知的財産支援連携モデル構築のための調査事業委員会 6 回開催、調査の中間報告会 1 回開催)

(4) その他の事業

前述の 3 本の柱の事業に加え、国民の間における知財マインドの醸成促進とともに、知財本部を地域の拠点とするための情報発信機能の強化を図っている。

知財マインドの醸成

[普及啓発用のガイドブック・パンフレットの作成・配布]

- 現在、知財本部独自のパンフレットやガイドブックを作成していないが類似のものとして、事業者から好評を得ている平成 19 年度に中小企業における知財活用実態調査事業において作成した知財情報・活用事例・アドバイス等からなる「事例集」を 2,500 部増刷した。

[青少年向けの知財教育支援]

- 人材育成・教育には時間を要することから、年齢的に早い段階から知財教育を実施することが効果的である。本問題意識に基づき、科学技術の将来をにやう児童・生徒を対象に、発明・技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室、知財の基礎的な知識を学ぶセミナー等を実施した。
(平成 20 年度実績：小学校 42 校、中学校 12 校、高校・高専 17 校、教職員向け 11 回、延べ 7,000 人以上参加)

[発明の日記念フェア]

- 毎年 4 月 18 日の「発明の日」を記念して、科学技術の将来をにやう児童を対象に、親子で発明への関心、技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室を実施した。

(平成20年度実績：茨城県で開催、約300人参加)

情報発信機能の強化

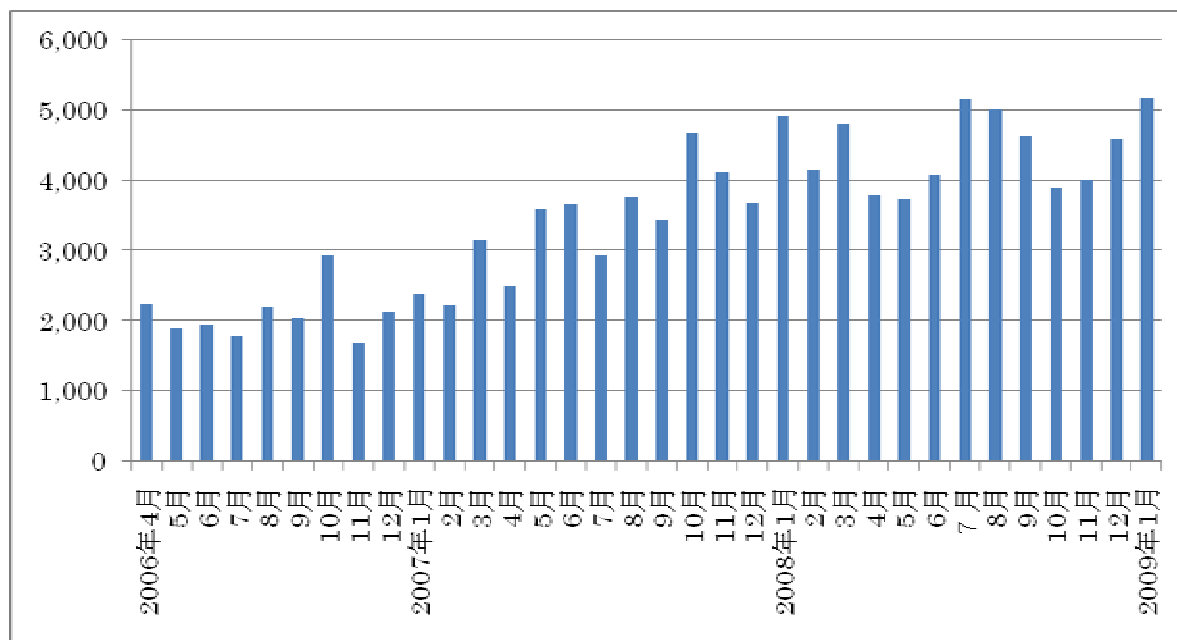
[ホームページ、メールマガジンの活用]

- 知財本部のホームページを開設し、中小企業等への支援策に関する情報等を収集し、提供した。アクセス件数も徐々に増加している。
- 審査請求料等軽減確認の申請書を簡単に作成することができるコンテンツを追加して、申請者の書類作成の負担を軽減した。



<http://www.kanto-chizai.com>

「知財本部」ホームページ・アクセス件数(2006.4～2009.1)



- メール・マガジンを発行し、ユーザーに定期的に情報が届くよう努めた。平成19年1月から配信を開始し、平成19年6月から月2回配信している。現在、配信先は約3,300人(平成21年2月)。

平成21年度基本方針

我が国経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、今後、下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まっている。この厳しい状況におかれている企業に対し、政府としては、金融対策や雇用対策などの緊急経済対策による対応を行っている。

こうした厳しい状況下、企業が急激な環境変化を乗り越え、さらなる発展を遂げていくためには、緊急時の対応とともに、国内市場の飽和や資源高騰の構造的変化にも的確に対応し、新事業の創出、海外市場への展開等の取組みを中長期的に促進していくことが必要である。そのためには、革新的な技術の創出、独創的なデザインの創造、地域ブランドの確立等を推進し、さらにその成果を知財として適正に保護・活用し、企業等において連続的なイノベーションを生み出す環境を整備することが重要である。本来知財戦略は、企業等における中長期的な環境整備には不可欠な施策であり、現下の厳しい状況において、強力に推進していくことが極めて有効である。

このような観点から、平成21年度知財戦略推進計画の基本的な考え方や枠組みは、従来通り以下の3本の柱からなる基本方針により着実に事業を推進しつつ、関係機関との連携の下、産業クラスター計画等他の施策との有機的な連携を強化するとともに、一つ一つの事業内容について、評価・検証することにより、各施策効果の向上を計ることとする。

また、今年度は、知財本部の第2フェーズ（平成19年度～平成21年度）の3年目であることから第2フェーズの成果目標の達成状況に関する評価を行い、これを踏まえて第3フェーズ（平成22年度～平成25年度）の活動方針を策定する。

1．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

2．中小企業の知財戦略の構築を支援する

3．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

1. 首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

(1) 知財の創造に関しては、首都圏及びその周辺部には大学、研究機関が多く集積しており、研究成果である発明を創造するポテンシャルが高い。知財の保護に関しては、弁理士の6割が東京都に事務所を有していることをはじめ、知財の専門家や企業の知財部が集中し、発明を迅速的確に権利化に結びつける人材が確保されている。知財の活用に関しては、巨大マーケットや流通機構を基盤として、金融機関や知財コンサルタント等を活用した知財ビジネスが進展している。

こうした首都圏の強みを活かした知的創造サイクルの好循環をさらに加速させ、「知財立国」の実現に向けた取組を首都圏が先導していく。

(2) 併せて、地域の支援機関との連携を図り、首都圏で開催される産業振興に関するイベントにおいて地域の中小企業等のシーズ・ニーズを紹介、地域への知財専門家の派遣、地域の研修会議や企業訪問等の際の情報提供を実施。このような活動を通して、首都圏以外の地域における知財活用のレベルアップを図る。

(3) 大学・研究機関においては、知的財産戦略の強化のため、引き続き研究現場における知財マインドの醸成が必要である。

また、大学等による研究開発プロジェクトの政策立案及び推進のため、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに研究開発プロジェクトの知財戦略や知財ポートフォリオの構築を目的とした知財プロデューサー派遣制度の積極的な活用を促す。

(4) ゲーム、マンガ、アニメ、映画等の日本の優秀なコンテンツはクオリティの高さ等から「Cool Japan」と呼ばれ、海外からの評価が高く、我が国の新たな基幹産業の一つとして期待されている。

コンテンツ産業に関わる企業の多くは首都圏に集積しており、首都圏から世界へと発信を続けている。しかし、コンテンツ創造の主体である中小企業や個人クリエイターは下請け契約が多く、著作権に関する契約やキャラクターの無断使用に対する権利行使等の様々な場面において自己のコンテンツを知財として保護活用する知識が不足している。このようなコンテンツ制作者に対し知財に関する普及啓発を行い、ビジネスマッチングの機会を設けることを通して、オリジナルコンテンツを自社製品として売り出す機会を増加させるとともに、不公正な契約の回避を図る。本活動を通して、我が国のコンテンツビジネスの基盤を強固なものとすることに貢献する。

2. 中小企業の知財戦略の構築を支援する

(1) 中小企業は、「新たな産業を創出し、雇用を生みだし、地域経済社会を担う、いわば日本経済の屋台骨を支える存在」¹であり、独自の高い技術を有している中小企業が数多く存在する。中小企業において日々生み出されている知財を適切に保護・活用することは、企業の競争力の強化とともに、地域経済の活性化、ひいては日本経済の発展につながるものである。

一方、特許出願について見ると、「2007年の内国人出願に占める中小企業の比率は、出願ベースでは、約12%(2006年約11%)」²となっている。これは出願件数に換算すると年間4万8千件に相当する。全国に約420万社の中小企業があり、製造業だけでも約46万社あることを踏まえると、企業数に比較して中小企業の特許出願する件数が低いことがわかる。取引先企業との関係、技術模倣防止の観点などから、特許出願の形ではなく、ノウハウの形で技術情報管理を行っているところも一部に見られるものの限定的であり、総じて、中小企業は、その技術力に応じた知的財産権の取得・活用を実現していないと言える。

また、中小企業は日頃から知財情報に触れることが少なく、国等の支援策の認知度は低い。また、日々の生産活動の忙しさのため、説明会・セミナー等が開催されても参加することができない、という現状がある。

我が国経済の継続的発展のためには、我が国の産業基盤を支える中小企業が知財を活用して国際競争力を高めていくことが重要であり、中小企業における知財経営促進のための支援を行っていく必要がある。

(2) 広域関東圏知的財産戦略本部で実施した、出願経験のある中小企業に対する知財活用実態調査では、「知的財産を意識した企業経営を行っている」約7割「今後も知財活動を継続する」「新たに取り組んでいく」と併せると9割以上が知財活用に関する前向きな回答をしており、企業における知財意識は高い。しかしながら「知財専任部署の設置」をしている企業は約2割で、担当者も1名程度と人材は不足しており、知財経営が実現できていない場合が多い。

一方、知財に関する社内の認識や関心が薄く、知財の権利化ができていない企業も圧倒的に多いことから、特許だけに限らず、意匠、商標、コンテンツ等も含み、これら全体を知財と捉えて知財経営を考える必要がある。

身近で取り組みもしやすい商標や意匠に関する事例などを題材に、理解しやすい説明を強化していくことが、知財戦略への関心を高めるために重要であり、知財の認識レベルに応じたアプローチにより、知的財産への気付きを促すことにより支援すべき企業の掘り起こしを行う。

(3) 中小企業からは、知財に関する知識が得られる機会の提供だけでなく、企業訪問型の

¹ 中小企業白書 2007年版「甘利経済産業大臣の巻頭挨拶」から

² 特許行政年次報告書 2008年版「第1部第2章 我が国における知的財産活動の実態(71ページ)」から

支援を強化することも求められている。これにより、高い技術と有用な知財を持ちながらこれまで知財に関心を持たなかった企業に関心を持たせるとともに、忙しさのため関心があっても支援を受けることができなかつた企業への支援を実現することができる。

- (4) 他方、日々中小企業の経営者に接している支援人材の活用も重要である。知財の専門家ではないが、地域に根ざした企業への支援活動を行っている自治体担当者、地方銀行・信用金庫、中小企業診断士等の人材に基礎的な知財スキルを習得してもらい、本来業務に合わせて知財パンフレットを配布したり、相談を受け適切な専門家につないだりすることにより、知財経営に対する認識のすそ野の拡大が期待できる。

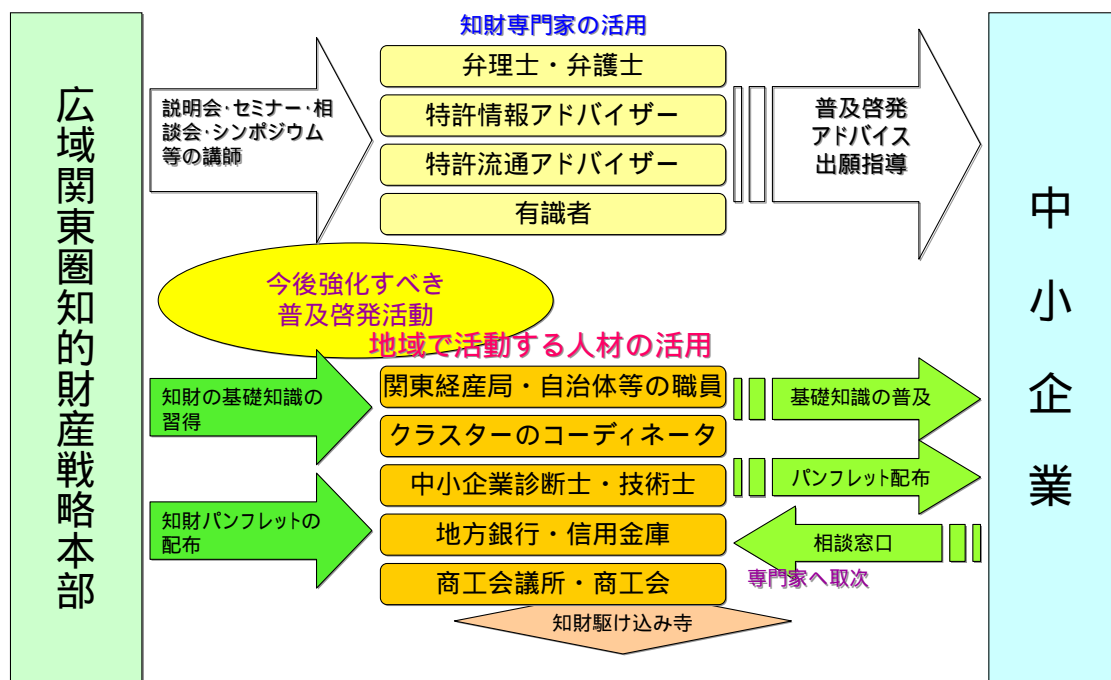
これまでの発明協会や中小企業基盤整備機構等の支援機関による活動や、弁理士や都県知的所有権センターのアドバイザー等の知財専門家による普及啓発・支援活動に加え「知財駆け込み寺」における知財相談の窓口機能の追加により、潜在化していたニーズを一部顕在化させることができた。また、今後は地域力連携拠点との連携により、新たな企業ニーズの掘り起こしと企業の知財マインドの向上を図る。

また、中小企業における外部人材の活用に関しては、20年度に整備された大企業の知財関連部署経験者をデータベース化した「企業等OB人材データベース」を地域中小企業の知財戦略支援人材として活用できることを積極的に周知する。

- (5) 外国出願に関する中小企業のアンケート結果からは、企業における課題としては、「費用に関する事項（翻訳費が高い、代理人費用が高い等）」が75%以上を占め、「海外の先行技術調査が困難である（約30%）」等を大きく離している。

中小企業の事業活動のグローバル化への知財面での対応が必要であることにかんがみ、外国出願を支援するため、外国出願費用助成制度の活用について都県等の自治体に働きかけ、都県等中小企業支援センターを通じた支援を行う。

[図: 中小企業への普及策の多様化]



3. 地域経済の活性化のため知財活用を促進する

(1) 地域経済の活性化のためには、その地域が保有し、他の地域と比較して独自性、優位性などがある資源、技術等について、その地域が協力して新規事業を創出し、「ブランド」化を推進する取組が重要である。このため、地域団体商標制度の更なる利用促進を図るとともに、これまでその地域で知られていたり、流通していたりするものに限らず、利用されていない地域資源の掘り起こしや他の地域資源との組み合わせ等により、新たなビジネスモデルの創出を促進する。また、「中小企業地域資源活用プログラム」の活用も促進する。

(2) 平成19年10月、農林水産省と経済産業省は、地域における知財の創造、保護及び活用を更に促すため、密接かつ有機的に連携をとりつつ、各種施策を積極的に展開することを目的とした「知的財産連携推進連絡会議」を設置した。この会議において、地方局レベルにおいても連携をとり、各種施策を行っていくことを表明している。

例えば、農産物の出荷量においては、茨城県のはくさい(全国1位)、メロン(同1位)、栃木県のイチゴ(同1位)、群馬県のきゅうり(同2位)、キャベツ(同2位)、埼玉県のブロッコリー(同3位)、千葉県のかぶ(同1位)、ねぎ(同1位)、長野県のレタス(同1位)等³、首都圏という巨大消費地に隣接した地域は農業ビジネスが発達している。

農林水産産業は地域密着型の産業であり、これを商工業の側から支える知財について保護・活用を促進することにより、地域振興に寄与することが期待されている。

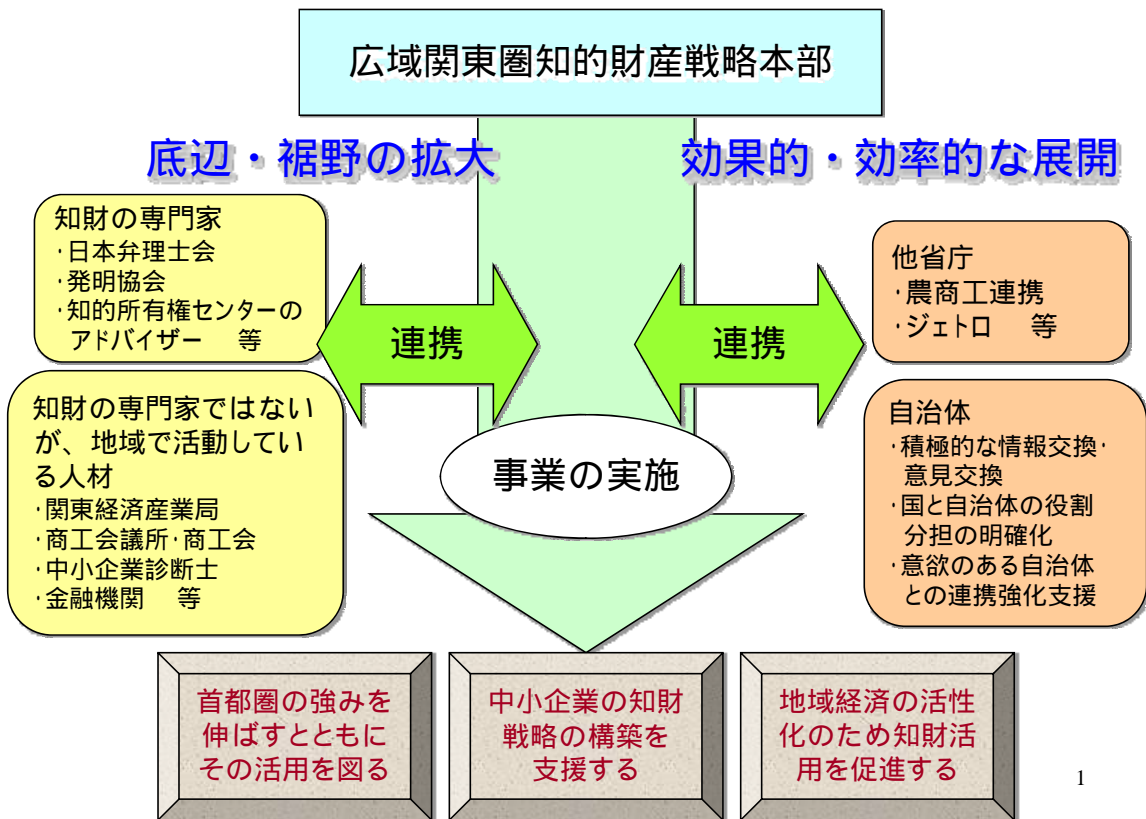
広域関東圏においても、農商工連携促進策を活用しつつ、関東・北陸農政局や自治体農政関係機関との連携を強化し、農業関連分野における知財の活用促進を通じた地域活性化に努める。

(3) 知的財産推進計画2008においても、「意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、その成果の普及を行う」⁴ことが唱われている。これを受け、平成20年度は、地域の知財戦略に対する取組に意欲的な地方公共団体である「横浜市」との連携を強化し、国と自治体の役割分担を明確にした上で国の事業を重点的に実施し、当該地域の知財戦略を推進した。21年度においても、国と自治体が連携した取組の成功モデルを構築する。

³ 農林水産省「野菜生産出荷統計(H17)・作付面積・収穫量・出荷量の都道府県順位(上位5位)」から

⁴ 知的財産戦略本部「知財推進計画2008 本編第3章知的財産の活用 . 知財を活用して地域を振興する(82ページ)」から

[図：基本方針の考え方]



21年度事業計画

(カッコ内は、活動目標・成果目標)

1. 首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

特許技術を活用したビジネス活性化フェア（パテントソリューションフェア）の実施

展示、プレゼンテーション、講演、相談といった様々なツールを用いて、特許技術の事業化、販路拡大、資金調達、事業パートナー獲得等、特許技術を活用したビジネス活性化を図るため、首都圏において営業と商談の場を提供する。(出展者150、成果70件)

コンテンツマーケットを拡大するためのビジネスマッチングイベントの開催

アニメ、実写映像、CG映像、コンピュータゲーム、キャラクター等の未発表・未契約の優れたコンテンツを保有する中小企業・個人と、放送、配給、流通に関わる事業者や制作資金提供者等との、ビジネスマッチングを行うイベントを首都圏において開催し、コンテンツ産業の振興を図るとともに、著作権等知財に関する普及啓発を行う。

講師・相談員等専門家派遣事業

産業クラスター計画等の地域、新連携事業を展開する事業者及びその支援機関等と連携し、中小企業、支援機関が求める内容のセミナー、相談会、シンポジウム等に首都圏の豊富な知財人材を講師等として派遣し、知財レベルの向上を図る。(30回)

大学連携型保有特許の群管理による活用支援調査

大学が保有する特許は、個別ではライセンスアウトやベンチャーによる事業化ができず、未活用となっているものが多い。しかし、複数の大学が特定分野に特化した特許を持ち寄り、特許群を形成することができれば利活用の促進が期待できる。20年度は、広域関東圏内の7大学が連携し、試行的に特許群の形成を行い、ライセンスアウトや事業化の実現可能性調査を実施。21年度は20年度調査の結果を踏まえ、より実効的な特許群形成の在り方について検討するとともに、大学・TLO及び特許流通関係者等を含めて議論することにより、特許管理機関の在り方等について調査を行う。またより幅広い大学・関係機関等の参加に向けた普及啓発を実施する(研究会6回実施)

大学・公設試験研究機関向けセミナー

大学、TLO、公設試験研究機関の研究者等を対象に、研究段階から知財意識を持ち、適切な知財の創造・保護・活用につなげるため、知財制度の普及・啓発を図るとともに、たとえば地域イノベーション創出研究開発事業の大学や企業等、産学連携に熱心な機関との連携をとつつ、知的財産戦略を経営と技術の双方から支援する「知財プロデューサー」の制度を周知・支援する。(27回)

2 . 中小企業の知財戦略を支援する

中小企業における知財活用実態調査

前年度に引き続き、中小企業にアンケート及び必要に応じてヒアリング調査を実施し、知財への取組状況等の実態を調査し、地域・業種等による特徴を分析するとともに、特に経年変化による動向を把握し、本部活動のための基礎資料とする。(アンケート発送3000社)

地域中小企業知財経営基盤定着支援事業【新規】

地域において、中小企業が知的財産を戦略的に経営に活かすためには、継続的な知的財産経営の実施体制を構築することが必要。企業の規模や地域による特性等に応じた中小企業の社内体制整備を構築し知財経営を実現するため、派遣型、連続セミナー型、勉強会型等の手法による支援を実施する。(支援先中小企業6社)

ノウハウ保護促進のための先使用权制度及び社内知財管理のための職務発明制度

説明・相談会

企業における知財戦略の一環として、ノウハウ管理を適切に推進するための制度説明・相談会等を実施する。(12回開催、48社指導)

地域中小企業外国出願助成事業

戦略的な外国出願を行おうとする地域中小企業の海外展開を支援するため、中小企業が外国出願する際の外国特許庁への出願費用、外国代理人費用、翻訳費用等の費用に関する助成事業を都県等中小企業支援センターが実施する場合には、都県等中小企業支援センターに対し事業費の一部を国が補助する。(都県等中小企業支援センター2か所で実施、8社の外国出願費用を助成)

地域中小企業知財戦略コンサルティング事業【新規】

中小企業において知的財産を戦略的に経営に活かすことを促進するため、地域の中小企業に対して一定期間集中的に知財の専門家を派遣し、知財の視点からのコンサルティングを実施する。(都県等中小企業支援センター3か所で実施、20社で知財戦略経営強化)

特許流通アドバイザーによる特許流通の促進

産業クラスター計画推進機関に特許流通アドバイザーを派遣し、クラスター参加企業等において技術移転・事業化・販路開拓等を推進する。(1機関に1名派遣、成約12件)

地域で活動する人材を活用した施策普及

知財の専門家のみならず局内職員、自治体、地域力連携拠点、商工会議所・商工会、中小企業診断士、及び金融連携プログラムとの連携により、地方銀行・信用金庫等の地域金融機関等を活用し、中小企業に対し、料金減免制度、無料の先行技術調査制度、早期審査制度等の支援策を普及し、その活用を促す。また、これら専門家への知財の普及啓発を図る。(パンフレット1万部配布)

中小・ベンチャー企業向けセミナー

- 1 中小・ベンチャー企業ステップアップ・セミナー

中小・ベンチャー企業を対象に、様々なテーマで知財知識ステップアップのためのセミナーを実施。(44回開催)

- 2 工業デザイン振興セミナー

企業の開発・設計部門の技術者を対象に、工業デザインを意匠権として保護活用し、オリジナルデザインを尊重する意識の啓発と知財への理解を促進するためのセミナーを開催。(7回開催)

- 3 海外事業展開支援セミナー

国際競争力強化の観点から、ジェトロと連携を図りながら、海外事業展開を進める中小企業に向けて、外国での権利取得手続き、模倣被害対策等を支援する。(9回開催)

3. 地域経済の活性化のため知財活用を促進する

地域ブランド振興セミナー

関東・北陸農政局や自治体農政関係部署と連携を図りながら、中小企業や事業協同組合等の組合員を対象として、地域資源の掘り起こしから地域ブランドにつなげ、これを活用するためのセミナーを開催。(10回開催)

地域資源活用プログラム及び農商工等連携事業との連携

地域の特性を活かした農林水産品や製品等の魅力、価値を更に高め、世界に通用する高いブランド力の確立を目指し、自治体、中小企業基盤整備機構関東支部内関東地域支援事務局、地域力連携拠点等の関係機関と連携し、地域資源を活用しようとする事業者や農商工等連携により事業を展開する事業者及びその支援機関等にパンフレット・冊子の提供、情報交換等を行う。

意欲のある自治体の取組支援

国と自治体が連携して有機的・効果的な事業を行い、知財取組の成功モデルを構築し、地域展開を図る。前年度に引き続き、「横浜価値組企業」認定等、意欲的な取組を行っている横浜市との連携をさらに強化し、モデルケースとして、国が重点的に支援事業を行うことで、横浜市の知財戦略を加速する。

具体的には、セミナーや専門家派遣等の既存予算・事業を活用しながら、必要なところには新規施策を行い、国と自治体との連携の成功モデルを構築する。

併せて、先進的な取組を行う自治体の支援情報をホームページやメールマガジンを通じて他の自治体や地域金融機関に広く周知する。

4 . その他の事業

(1) 知財マインドの醸成

児童・青少年向けの知財教育支援事業

科学技術の将来をになう児童・生徒を対象に、発明・技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室、知財の基礎的な知識を学ぶセミナー等を実施。また、指導者を対象としたセミナーを実施し、弁理士等専門家の支援を仰ぎながら、知的財産人材育成の推進を図る。(89回)

(2) 情報発信機能の強化

ホームページの活用

自治体及び都県等中小企業支援センター、知的所有権センター等の支援機関と連携し、中小企業等への支援策に関する情報等を収集・整理し、各支援機関が他機関の支援策が理解できるように情報提供を行うとともに、中小企業等に対して、企業活動の段階に応じた支援策の活用方法について情報提供する。(随時更新、アクセス6000件/月)

メールマガジンの配信

知財に関心ある者に広く、定期的にメールマガジンを発信することにより、知財意識を高め、ホームページと連動して最新知財情報を提供する。(月2回発行、訪問企業、知財本部事業参加企業等4000社に配信)

広域関東圏知的財産戦略推進計画2009

主な事業

- ① パテントソリューションフェアの開催
- ② 東京コンテンツマーケットの開催
- ③ 大学が連携した特許群管理による活用調査
複数大学が特定分野の知財を持ち寄り、試行的に特許群を形成し、ライセンスアウトや事業化の実現可能性を研究
- ④ 大学・公設試験研究機関向けセミナー

- ① 知財活用実態調査
アンケートにより中小企業の知財への取組状況等の実態を調査する。
- ② 地域中小企業知財経営基盤定着支援事業【新規】
企業の規模等に応じた中小企業の社内体制整備を構築し知財経営の定着に向けた支援を実施する併せて、地域における知財人材の充実化を図る
- ③ 外国出願助成事業
戦略的な外国出願を支援するため、外国出願に要する経費の一部を助成する
- ④ 地域中小企業知財戦略コンサルティング事業【新規】
知財を戦略的に経営に活かすことを促進するため、知財の専門家を派遣し、コンサルティングを実施する
- ⑤ 地域で活動する人材を活用した普及啓発
知財専門家のみならず自治体、商工会議所・商工会等のほか、地域力連携拠点とも連携し、普及啓発を行う
- ⑥ ステップアップセミナーの開催

①地域ブランド振興セミナーの開催



地域団体商標
＜江戸指物＞
商標登録第5043503号

他、77件登録
(H21.3.6現在)

- ② 意欲ある自治体との重点的産業連携
「横浜市」と国が連携事業を実施し、横浜市の知財戦略を加速させ、連携の成功モデルを構築

産業クラスター計画との連携に重点

基本方針

1. 首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

- (1) 知財創造のポテンシャルが高い、知財人材が豊富、知財ビジネスの進展という強みを持つ首都圏が知財立国を先導。
- (2) 首都圏での地域中小企業のシーズ・ニーズを紹介する機会の提供や知財専門家の派遣を通して、地域の知財活用レベルを向上。
- (3) 知財プロデューサー派遣制度やセミナーを活用して大学等による研究開発プロジェクトの推進する。
- (4) ゲーム、マンガ、アニメ、映画等のコンテンツ産業を振興するため、著作権など制作者の知財の保護・活用を促進する。

2. 中小企業の知財戦略の構築を支援する

- (1) 特許の説明に加えて、身近で取組やすい意匠や商標に関する事例などを題材に、理解しやすい説明を強化する。
- (2) これまでの機会提供型の支援に加え、知財への取組が不足する中小企業に対し、企業訪問型の支援を強化する。
- (3) 地域に根ざした中小企業支援機関との連携に加え、新たに地域力連携拠点との連携により、知財支援のすそ野を拡大する。
- (4) 外国出願における中小企業の高額な費用を助成して、海外出願を支援する。

3. 地域経済の活性化のため知財活用を促進する

- (1) 地域の特徴や個性を活かした魅力ある地域づくりを支援し、地域団体商標など「地域ブランド」の確立を推進する。
- (2) 関東農政局や自治体農政関係機関との協力の下、農商工連携、農林水産産業の知財活用を促進する。
- (3) 意欲的な取組を行っている自治体と連携し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

本部概要

- 設置 平成17年5月30日
- 体制
本部長：関東経済産業局長
副本部長：関東経済産業局地域経済部長
本部員(11名)：一村信吾 産業技術総合研究所理事、生越由美 東京理科大MIP教授、川久保新一 日本弁理士会関東支部長、久保徳次 さいたま商工会議所理事、佐治豊武 東京都知財総合センター所長、鮫島正英 特許流通アドバイザー、篠原敬治 しのはらプレスサービス㈱取締役社長、鈴木伸一郎 発明協会参与、長岡貞男 一橋大学教授、早崎泰 日油㈱執行役員知的財産部長、望月暹 静岡県商工会連合会専務理事

現状と課題

- 広域関東圏の特徴
 - ・ 知財活動の活発な地域
特許出願件数は日本の63%を占める
 - ・ 学術・研究開発機関が多い
新技術・新産業創出のポテンシャルが高い
 - ・ 産業・経済の中心地
人口、製造品出荷額、卸・小売販売額等で日本の約4割を占め、特に、首都圏に集中
- 中小企業の課題
 - ・ 経営者の知財意識は高い
「知財を意識した企業経営を行っている」69%
「行っていないが、必要だと思う」24%
 - ・ 現実の取組における課題は大きい
「知財に対する社内の認識や関心が薄い」
「資金や人材が不足」
中小企業の特許出願は年間4.7万件(12%)に留まる
- 地域資源の活用
 - ・ 農林水産物、鉱工業品、観光資源等の多様で優れた地域資源が数多く存在

これまでの主な活動

- ◇ 知財人材の育成・普及啓発
 - ・ ニーズに対応したセミナーの開催
 - ・ 地域の知財コンサルタントの育成研修
- ◇ 訪問型支援
 - ・ 中小企業への専門家派遣
 - ・ クラスタ支援機関への特許流通AD派遣
- ◇ 巨大マーケットの活用
 - ・ パテントソリューションフェアの開催
- ◇ 地域ブランドの振興
- ◇ 意欲のある自治体の取組支援(横浜市)